

東由利町報

議会関係特集号 昭和50年（1975）4月10日

発行 秋田県東由利町役場 印刷 KK本間印刷所
毎月1日発行（1部20円）昭和42年7月21日第3種郵便物認可



こうした診療費のうち約2億円が国保から支払われる

国保が負担する診療費のうち約2億円が国保から支払われる。これは、診療費全体の約88.3%に当たる。国保が負担する診療費は、診療費全体の約88.3%に当たる。国保が負担する診療費は、診療費全体の約88.3%に当たる。

88%が保険給付費

「国保税」世帯平均5万3千円

国民健康保険事業勘定特別会計予算は歳入歳出のそれぞれを二億一千六百五十二万九千円に定め、前年比47.2%の増になっている。歳入の主なものは国庫支出金一億三千三百三十九万七千円、国保税六千六百九十二万四千円、繰入金九百六十九万六千円（うち一般会計からは百六十九万六千円）繰越金四百四十四万四千円などとなっている。

町民が負担する国保税については、一世帯あたりの平均税額が五万二千七百三十七円、一人当たりでは一万二千五百九十九円六角となっている。歳入に占める割合は、診療費の88.3%に当たる。国保が負担する診療費は、診療費全体の約88.3%に当たる。

黒淵診療所の会計

黒淵診療所特別会計予算は、歳入歳出それぞれ総額を百三十八万一千円と定めたもの（黒淵診療所特別会計予算）。

受益者負担は「地積割」

本年度から着工する町営黒淵地区土地改良事業に係る経費の賦課基準及び徴収時期やその方法を定めたもので、その概要は次のとおり。①受益者への負担金賦課基準は事業施行地域の農用地の地積割とする。②負担金の徴収時期は、事業着手の日から完成までの間に町長が定めた期間とする。③徴収方法は、納入告知書を送付し、十日以上前に受益者に交付し、金銭による普通徴収とする。

町営黒淵地区土地改良事業

町有トラクターの使用料を、本年四月一日からそれぞれ次のように引き上げる。①黒淵地区土地改良事業に係る経費の賦課基準及び徴収時期やその方法を定めたもので、その概要は次のとおり。①受益者への負担金賦課基準は事業施行地域の農用地の地積割とする。②負担金の徴収時期は、事業着手の日から完成までの間に町長が定めた期間とする。③徴収方法は、納入告知書を送付し、十日以上前に受益者に交付し、金銭による普通徴収とする。

使用料を引き上げ

町有トラクターの使用料を、本年四月一日からそれぞれ次のように引き上げる。①黒淵地区土地改良事業に係る経費の賦課基準及び徴収時期やその方法を定めたもので、その概要は次のとおり。①受益者への負担金賦課基準は事業施行地域の農用地の地積割とする。②負担金の徴収時期は、事業着手の日から完成までの間に町長が定めた期間とする。③徴収方法は、納入告知書を送付し、十日以上前に受益者に交付し、金銭による普通徴収とする。

字の区域を変更

町営土地改良事業を実施した黒淵地区および十二ノ前地区の字名・境界を整理後の土地の実情にあわせて変更したもので、これまでなかった「黒淵」などの字名もできた。（字の区域の変更）



土地改良事業

基本料金五千元に

町有トラクターの使用料を、本年四月一日からそれぞれ次のように引き上げる。①黒淵地区土地改良事業に係る経費の賦課基準及び徴収時期やその方法を定めたもので、その概要は次のとおり。①受益者への負担金賦課基準は事業施行地域の農用地の地積割とする。②負担金の徴収時期は、事業着手の日から完成までの間に町長が定めた期間とする。③徴収方法は、納入告知書を送付し、十日以上前に受益者に交付し、金銭による普通徴収とする。

佐藤力氏を再選



佐藤力氏 町固定資産評価委員に再選

（次ページへ続く）



年度始めの町長訓辞に聞きいる職員たち

奉仕者「自覚を」

町長年度始めで職員に訓辞

昭和五十年の年度始めに当たる四月一日、小松町長は全職員に対し「職員が住民の奉仕者であるという根本理念をあらためてかみしめ、お互いよりよい町政推進のため努力を要する」と、次の要旨で訓辞を与えた。一面で否定をし、一面で肯定する……この両面が政治や行政の中にもあって、錯綜し、しどろもどろになっているのが現在（昭和五十年代）の文化である。昭和五十年代は、人間の造り出した技術が独自で歩き出した時代と言え、人間がこれらを制御できるか否かが将来の課題になると考えられる。

自主財源わずか19%

また、歳入は主なもののから列記すると、①地方交付税四億一千九百七十七万四千円（46.5%）、②町債一億九百七十七万四千円（12.4%）、③県支出金一億七千五百六十五万五千円（12.2%）、④国庫支出金七千六百四十七万六千円（6.7%）、⑤町税六千三百八十八万八千円（7.7%）、⑥繰入金五十四万七千七百七十四円（0.5%）、⑦雑入等（7.7%）などとなっている。町税などの自主財源が19.0%と極めて低くなっています（昭和五十年年度一般会計予算）。

町道認定七路線 町の七路線を町道に認定したもの。（単位は延米）
①黒淵線 二四・五
②黒淵線 二四・五
③針ヶ台線 二五・〇
④下横渡線 二五・〇
⑤宿線 三〇・〇
⑥高屋線 八〇・〇
⑦岩倉線 一〇〇・〇
（町道の認定）
電気ガス税率引下げ 電気・ガス税率の税率を次のように引き下げたもの。
①電気税率の税率を百分の六を百分の五に、②ガス税率の税率を百分の五を百分の四に、③しかし電気料金アップに伴う課税標準の引き上げ等があり、極端な町の税率減とはならない見込み。（東由利町町税条例の一部改正）

と、今日に今日の混迷があるわけである。人間自身が造り出したこうした矛盾にどう対応しながら農業の近代化や経営のバターン、福祉や文化施設の限界というようなものを模索しつつ自治体の方向を見定め、行政を展開させなければならないというものが、昭和五十年代のわれわれに課せられた使命でもある。それを全うする意味において職員諸君は、職場における指導性、リーダーシップを欠いてはならず、①コミュニケーションを通じて、②コミュニケーションを通じて、③同時にチーム面での判断力（瞬間的）を身につけてほしい。

また、根本にある基本的なこととして、住民の奉仕者であるという当然の理念を、年度始めにあたりあらためてかみしめ自覚してほしい。そして、よりよい町政に発展させるため、毎日毎日が前進であるよう、私も努力を要するし諸君も互いに努力を続けてほしい。

また、歳入は主なもののから列記すると、①地方交付税四億一千九百七十七万四千円（46.5%）、②町債一億九百七十七万四千円（12.4%）、③県支出金一億七千五百六十五万五千円（12.2%）、④国庫支出金七千六百四十七万六千円（6.7%）、⑤町税六千三百八十八万八千円（7.7%）、⑥繰入金五十四万七千七百七十四円（0.5%）、⑦雑入等（7.7%）などとなっている。町税などの自主財源が19.0%と極めて低くなっています（昭和五十年年度一般会計予算）。

町三役の報酬も改定 町長28万5千円に 常勤の特別職（町三役）の給与等をそれぞれ次のとおり改定したもの。
町長 二十八万五千円（二十二万二千円）
町助役 二十二万五千円（十七万五千円）
収入役 二十一万一千円（十六万六千円）
（カッパは改定前の額）
旅費に際しても議会議員の場合と同様に改定された（特別職の職員で常勤のものに給与及び旅費に関する条例の一部改正）
固定資産評価委員に 佐藤力氏を再選

一般会計に4,530万円追加

49年度各会計予算を最終補正

昭和四十九年度一般会計予算の最終補正を行い、歳入歳出のそれぞれを四億五千三百三十二万四千円に追加、予算総額八億三千八百八十五万三千円にしたもの。
歳入追加補正の主なものは、①財政調整基金積立金などの財政管理費三千八百九十六万三千円、②医療給付費三百七十六万二千円、③農業振興費三百二十二万二千円、④（カッパは改定前の額）
なお、公務出張等の場合に支給する費用弁償の額は、①日当 二千二百円（八百円）、②県外宿泊費 六千円（四千五百円）、③県内宿泊費 五千円（四千円）などにそれぞれ改定したもの（カッパは改定前の額）
（議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

町三役の報酬も改定

町長28万5千円に

常勤の特別職（町三役）の給与等をそれぞれ次のとおり改定したもの。

町長 二十八万五千円（二十二万二千円）
町助役 二十二万五千円（十七万五千円）
収入役 二十一万一千円（十六万六千円）
（カッパは改定前の額）
旅費に際しても議会議員の場合と同様に改定された（特別職の職員で常勤のものに給与及び旅費に関する条例の一部改正）

固定資産評価委員に

佐藤力氏を再選

町固定資産評価委員に再選

町固定資産評価委員に再選

町固定資産評価委員に再選

町固定資産評価委員に再選

町固定資産評価委員に再選

